

「神橋いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがいのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

「神橋小いじめ防止基本方針」の目的

○「いじめは絶対に許さない」、しかし、「人間である以上、いじめはどこでもいつでも起こりうる」という考えを基軸に「社会の中で生きていく子ども」を育てる。

- 1: 対人関係能力の育成
- 2: 規範意識(生活規律・学習規律)の定着
- 3: 授業のユニバーサルデザイン化
- 4: 日常生活の中での実感できる自己存在意義

2 「神橋いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

＜構成＞ 校長・副校長・専任・各学年主任・養護教諭・児童指導部会担当者（必要に応じて心理や福祉等の専門家）

＜運営＞ 月1回、定期的に学年主任会の際に行う。また、いじめを認知・疑われる際には直ちに、「神橋小学校いじめ対策委員会」を招集し、開催する。会議録を作成・管理し・進捗の管理を行う。方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正する。

＜活動内容＞

○未然防止

・授業や特別活動、総合的な学習の時間、各行事などの活動の中で、**児童同士が話し合ったり助け合ったり協力し合ったりする場面を意図的につくること**で、人間関係のつくり方や修復の仕方、社会性を養う。

○早期発見、事案対処・・・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを踏まえて行う。

・いじめの相談・通報の窓口の設置

・記名・無記名のアンケートの定期的実施や日記・自学ノートなどから子どもたちの状況の見取り、情報収集と記録を共有する。

・児童の様子について、保護者や他職員から情報を「気軽に」寄せられるような体制づくり

・いじめを察知した場合、**ただちに学年担任・児童支援専任(児童指導部会)および管理職に報告。**

・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携などを組織的に実施する。

○取組の検証

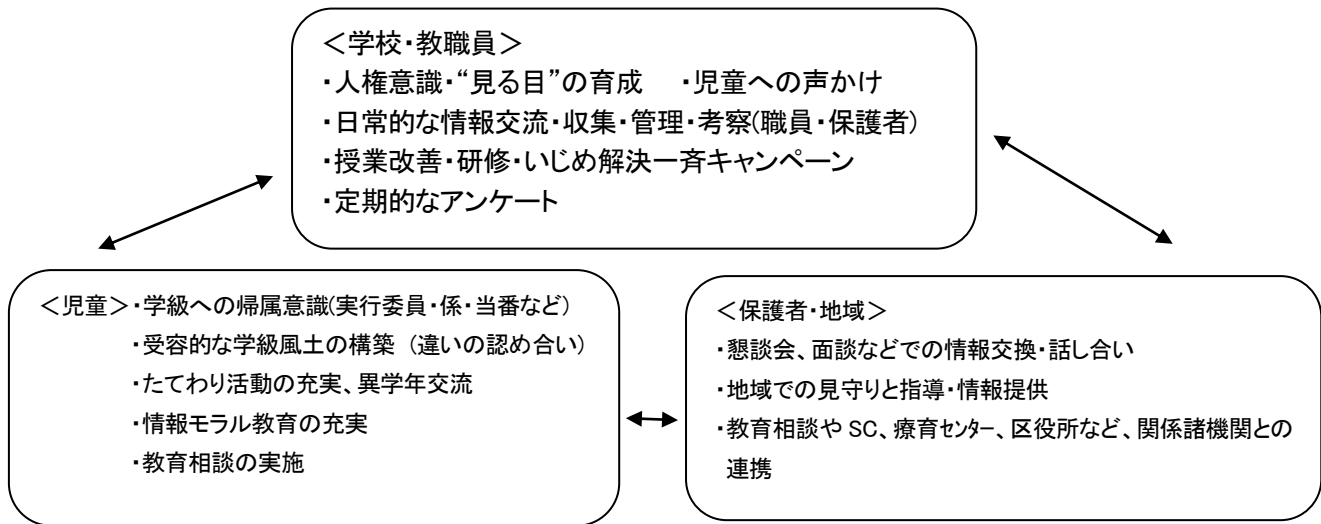
・神橋学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正。

・神橋学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止などにかかる校内研修の企画と計画的な実施

・神橋いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と基本方針の見直し。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止、早期発見

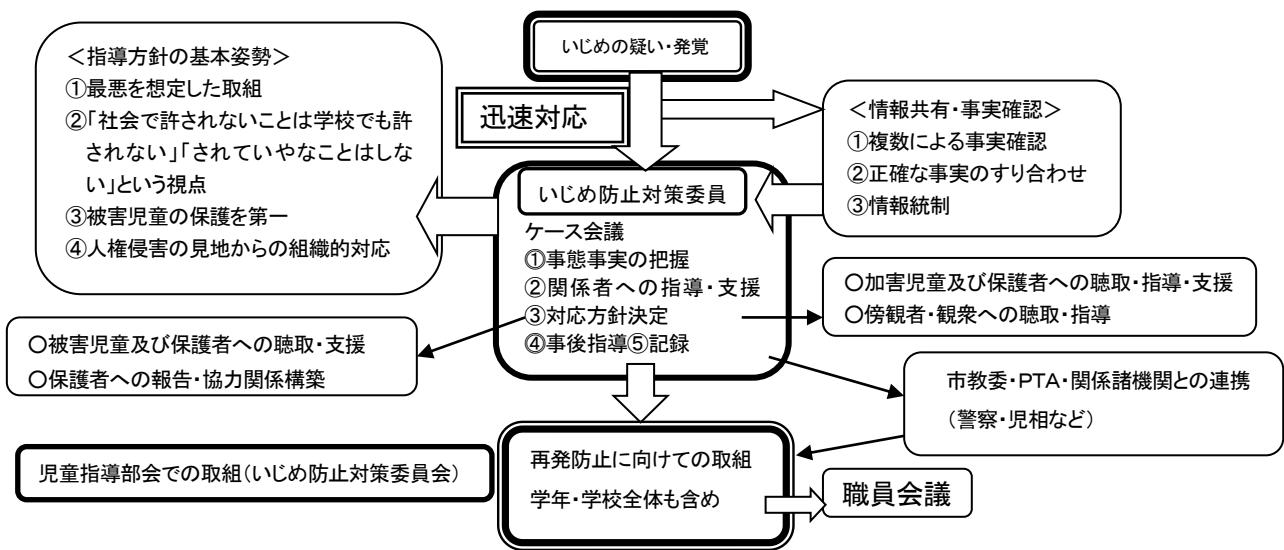


いじめの早期発見のために ～子どもたちの「心」を聴く～

- ・アンケートの複数回実施 生活アンケート2回、YP アセスメント2回、全市一斉1回、SOS 調査4回
- ・交換授業・教科分担制の実施により日常的な学年という枠での見取りと指導
- ・多方面からの子どもたちの見取りや情報交流・共有
- ・YP アセスメントを活用した学年会議の実施。学校カウンセラーとの連携。

(2) いじめに対する措置

～「社会で許されないことは、学校でも許されないこと」「されていやなことはしない」が判断基準～



- ・聞き取りは必ず複数の職員(該当児童担任・学年担任・児童専任など)で担当。該当児童数が多い場合には、主幹教諭・児童指導担当・管理職(副校長)もそれに当たる。
- ・被害・加害双方の保護者には必ず報告、最終目的は双方の児童の人間関係の修復であることを伝える。状況によってはその限りではない。

(3) いじめの解消要件 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

当該事案の進捗状況を月1度の神橋いじめ対策委員会にて確認。いじめ発生3か月を過ぎてから当該被害児童とその保護者にいじめ状況が続いていないかを確認し解消とする。

(4) 教職員等への研修 年3回の研修(4月・夏休み・11月予定)

- ・いじめ対策推進法についての理解・組織的な対応について共通理解する。
- ・児童理解研修
- ・横浜プログラムを活用したいじめ防止・事例検討を含む……校内委員会とタイアップ

(5) 学校協議委員会等の活用

「中学校区学校・家庭・地域連携授業」や「学校運営協議会」を活用し、個人情報等を考慮したうえでいじめの問題や学校が抱える課題などを、保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(6) 取組の年間計画 いじめ防止対策委員会月1回・必要に応じて随時

月	内 容	月	内 容
4月	学級づくり(生活習慣・学習習慣づくり) 挨拶の定着・スタンダード確認 地域訪問 SOS 児童理解研修・いじめの定義理解研修	10月	校内委員会 SOS (宿泊4)
		11月	全市一斉無記名アンケート 保護者児童学校評価アンケート 校内委員会
5月	YP アンケート・見取り 学級経営案 神橋いじめ防止基本方針の保護者説明 セクハラ研修 運動会	12月	人権集会 人権週間・道徳授業(いじめに特化) コンサルテーション②
6月	生活アンケート① コンサルテーション① 平和スピーチコンテスト・小中交流授業研究 校内委員会 学・家・地連 学校運営協議会 ふれあいペア遠足	1月	挨拶の定着 YP アンケート 個人面談・教育相談 校内委員会
7月	個人面談 横浜こども会議 SOS 人権研修	2月	個人面談・教育相談 コンサルテーション③(予備) SOS 学・家・地連 学校報告会
9月	学級づくり見直し、検討 生活アンケート② 校内委員会 挨拶運動(児童会)(宿泊6) (宿泊5)	3月	基本方針の見直し・検討・改善

4 重大事態の対処

(1) 重大事態の定義

いじめ奉仕対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害があると認める」とき。「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」とき。

(2) 発生の報告

学校は重大事態と思われる事態が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告します。また、調査において明らかになった事実についても同委員会に報告します。

(3) 重大事態対処の流れ

- ①最悪を想定しての迅速な対処 ～被害児童の保護、加害児童の確保、その他の児童の管理～
- ②管理職への一報
- ③複数体制による事実確認
- ④保護者への連絡
- ⑤直ちに市教委への連絡、及び関係諸機関への協力依頼 ～警察、児童相談所、療育センター、区役所など

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組などの見直しを行う。必要がある場合は横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し措置を講じる。

参考資料 (1)「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)

(2)「いじめ防止などのための基本的な方針」(文部科学省平成29年3月14日改定)